

一本太助

お使用みち	他社（銀行・信販会社・消費者金融）からの借換えにご利用いただけます。 （ただし、事業資金・投機的資金・政治資金・負債整理資金にはご利用いただけません。）
ご利用限度額	50万円以上500万円以内（10万円単位）
金利区分	<p>変動金利</p> <p>1. 借入利率変更の基準</p> <p>（1）借入利率については、ろうきんカードローン契約書に基づき、ろうきん基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。</p> <p>（2）基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により当金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。</p> <p>2. 借入利率の変更時期</p> <p>（1）借入利率は毎年2月1日・5月1日・8月1日・11月1日（いずれも当金庫の休日の場合には、翌営業日。以下「見直し基準日」といいます。）に見直します。</p> <p>（2）前項により見直した借入利率の適用開始日は、上記見直し基準日の直後のご返済日から適用となります。</p> <p>（3）借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲載、または書面により通知いたします。</p> <p>3. お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。</p>
保証	<p>日本労働者信用基金協会が保証いたしますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>保証料は「後受方式」になります。ご融資利率に保証料率を上乗せさせていただきます。 （保証料率については、店頭にてご確認ください。）</p>
ご融資期間（契約）	1年ごとに自動更新となります。ただし、更新時に再審査させていただき、新規貸越を停止させていただくことがあります。また満70歳で新規貸越を停止させていただきます。
ご融資方法	当座貸越
ご返済方法	元利均等（毎回の元金と利息の合計額が同じ）による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。繰上返済（一部・全額）はいつでも可能です。繰上返済手数料は不要です。（定例返済額は以下のご返済テーブルに記載しています）
担保	不要

- 労働金庫組織会員の労働組合員および管理職、職域生協組合員の方
- お申込み金額が300万円超の場合は、勤続年数5年以上または年収500万円以上の方
- 新規ご契約時の借換対象融資の完済（カードローン契約については契約解除）について労働金庫が確認した後のご利用は自由となります。
- 当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。

【ご返済テーブル】

契約限度額	返済方法	均等返済額	均等加算併用返済	
			均等返済額	加算返済額
50万円		10,000	10,000	—
50万円超～70万円		12,000	10,000	20,000
70万円超～80万円		13,000	10,000	20,000
80万円超～100万円		15,000	10,000	30,000
100万円超～150万円		20,000	15,000	30,000
150万円超～180万円		25,000	20,000	30,000
180万円超～200万円		30,000	25,000	30,000
200万円超～250万円		35,000	30,000	30,000
250万円超～300万円		40,000	30,000	60,000
300万円超～350万円		50,000	40,000	60,000
350万円超～400万円		55,000	40,000	90,000
400万円超～450万円		65,000	50,000	90,000
450万円超～500万円		70,000	50,000	120,000

条
件
の
他

ご契約時

- ろうきんカードローン利用申込書兼契約書兼保証依頼書
- ろうきんキャッシュカード／ローンカード暗証届
- 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書
お客様から提出していただいた同意書により、同意の範囲内で個人情報を取得いたします。同意なく不適切な方法にてお客様の個人情報を取得することはありません。また同意書において提示した利用目的以外には、お客様の個人情報を使用いたしません。
- 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（兼外国PEPsの確認書）
- 確認提出書類
 1. 本人確認書類
写真貼付の確認書類（運転免許証・パスポート等）とし、所持されていない方は、印鑑証明書・保険者証等複数の確認書類で確認させていただきます。
 2. 年収確認書類
前年の源泉徴収票・公的証明書のいずれか
 3. 勤続年数確認書類
健康保険者証・勤務先照会記録
 4. 融資内容確認書
お客様にご利用いただく融資商品について、内容を了解した旨の確認としてご提出いただきます。
 5. 資金使途確認資料
 - ① 返済予定表または残高証明書等の現在残高を確認できる書類
 - ② 返済用通帳等の直近6ヶ月間の返済状況が確認できる書類
 6. その他必要書類

ご提出書類

<p>ご提出書類</p>	<p>限度額等の変更時</p> <p>○カードローン変更申込書兼変更契約書兼保証変更依頼書</p> <p>○個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 お客様から提出していただいた同意書により、同意の範囲内で個人情報を取得いたします。同意なく不適切な方法にてお客様の個人情報を取得することはありません。また同意書において提示した利用目的以外には、お客様の個人情報を使用いたしません。</p> <p>○確認提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認書類 写真貼付の確認書類（運転免許証・パスポート等）とし、所持されていない方は、印鑑証明書・保険者証等複数の確認書類で確認させていただきます。 2. 年収確認書類 前年の源泉徴収票・公的証明書のいずれか 3. 勤続年数確認書類 健康保険者証・勤務先照会記録 <p>融資審査の結果によりご希望に添えない場合がありますが、ご提出いただいた書類は原則ご返却いたしかねますのでご了承ください。</p> <p>なお、上記のご提出書類は当金庫で13ヶ月保管した後に処分させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【詳細については<ろうきん>までお問い合わせください】</p>
<p>ろうきんへの 相談・苦情・ お問い合わせ</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>
<p>第三者機関に 問題解決を相 談したい場合</p>	<p>弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</p> <p>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>